

お知らせ

市税の納期限

2月28日(水)は固定資産税・都市計画税(第4期)、国民健康保険税(第8期)の納期限です。期限内納付にご協力ください。

問 収税課 ☎ 29998・9073

避難行動要支援者名簿の登録該当者に同意書を郵送

2月中旬に「個人情報提供に関する同意書」を郵送します。同意する方は、3月30日(金)までに返送してください。

同意者を登録した名簿を、平常時から自治会・町内会、民生委員などに提供し、避難支援体制の構築に活用します。

◎ 避難支援が確実に受けられることを保証するものではありません。

問 平成30年1月1日時点で次のいずれかに該当し、未登録の方

- ▼ 要介護認定3〜5 身体障害者手帳1・2級の第1種(内部障害のみで該当する方を除く)
- ▼ 療育手帳

4月～ 下水道使用料を改定

問 上下水道局お客様センター ☎ 2921-1080

4月1日から下水道使用料を改定します。詳細は2月9日(金)までに配布(一部未整備地区除く)するチラシ、または市HP(下水道使用料)をご覧ください。

下水道を利用される皆様にはご負担をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

◆ 改定後の下水道使用料

(1カ月/税込)

種類	排水量	使用料	
一般用	基本使用料	712.80円	
	1mにつき	11~20m ³	89.64円
		21~30m ³	115.56円
		31~50m ³	135.00円
		51~200m ³	160.92円
		201~500m ³	187.92円
		501~1,000m ³	220.32円
1,001m ³ ~	252.72円		
公衆浴場用	基本使用料	2,160.00円	
	1mにつき	32.40円	
臨時用	基本使用料	2,527.20円	
	1mにつき	252.72円	

◎ 申請書は、同課、市HP(中退金)で入手できます。

問 2月16日(金)までに申請書を市役所別館産業振興課 ☎ 29998・9157 に提出

主は対象外

小企業退職金共済へ移行した事業主は対象外

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度

金額は1万円が限度

退職金は1万円を超える場合の対

象額は1万円が限度